

南工場建替及び運営事業

事業概要説明書

令和3年9月

広島市

【事業概要説明書 目次】

用語の定義	1
第1. 事業の目的・基本方針	4
1-1. 目的	4
1-2. 基本方針	4
第2. 事業概要	5
2-1. 事業名称	5
2-2. 事業場所	5
2-3. 事業期間	5
2-3-1. 建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）	5
2-3-2. 運営業務委託契約に基づく業務委託期間	5
2-4. 建設工事	5
2-4-1. 工事名称	5
2-4-2. 設計・施工範囲	5
2-5. 運営業務	7
2-5-1. 業務名称	7
2-5-2. 運営業務内容	7
2-6. 広島市が行う業務の範囲	7
2-6-1. 建設工事に係るもの	7
2-6-2. 運営業務に係るもの	7
2-7. 事業者が行う業務の範囲	7
2-8. 発注方式等	8
第3. 契約手続き及び本件事業の対価	8
3-1. 契約の形態	8
3-1-1. 基本協定の締結	8
3-1-2. 特定事業契約の締結	8
3-1-2-1. 基本契約	8
3-1-2-2. 建設工事請負契約	8
3-1-2-3. 運営業務委託契約	8
3-2. 本件事業の対価	9
3-2-1. 本件工事に係る対価	9
3-2-2. 本件業務に係る対価	9
第4. 事業日程	11
第5. 本件事業の事業スキーム	12
第6. 本件事業に係るリスク分担	13

用語の定義

本事業概要説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本件事業	南工場の建設工事及び運營業務について、D B O方式を採用し、事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することで、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有すべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を図る「南工場建替及び運営事業」をいう。
本件施設	本件事業において設計・施工するごみ焼却施設、付帯施設及び敷地内外構設備等から構成される「広島市南工場」をいう。
本件工事	本件施設の建設工事について、実施設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発注方式（性能発注方式）により実施する「南工場建替工事」をいう。
本件業務	本件施設の運営管理について、長期的かつ包括的に性能発注方式により実施する「南工場運營業務」をいう。
既存施設	本件工事において解体撤去する既存の広島市南工場、広島市南環境事業所、付帯施設及び敷地内外構設備をいう。
南環境事業所	本件施設の一部に構成され、既存施設の更新施設として本件事業で整備する、広島市南環境事業所をいう。
多目的利用施設	本件施設の一部に構成され、既存施設の更新施設として本件事業で整備する、健康増進等の地域貢献機能を有する施設をいう。
東雲屋内プール	本件施設に近接する「東雲屋内プール」をいう。 本件施設の余熱利用施設として位置付けられ、本件施設から熱源（高温水）を供給する。
D B O方式	施設のDesign（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を事業者へ一括して発注する民間活力を活用した事業手法をいう。
募集要項	本件事業の入札公告に伴い公表又は配付する入札説明書、落札者決定基準、発注仕様書、要求水準書及び契約書案等の資料であり、本件事業に関する設計・施工条件、要求水準及び契約条件等の基本条件を示す資料をいう。
発注仕様書	本件工事に関する設計・施工条件、性能保証事項、設計・施工仕様及び建設工事請負契約に関する権利・義務等を取りまとめた「南工場建替及び運営事業 南工場建替工事 発注仕様書」をいう。
要求水準書	本件業務に関する業務範囲、運營業務条件、要求水準及び広島市が行う業務等を取りまとめた「南工場建替及び運営事業 南工場運營業務 要求水準書」をいう。
入札参加者	本件事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。

用語	定義
構成員	構成企業のうち、本件業務のために設立するＳＰＣへ出資する企業をいう。
代表企業	構成企業のうち、入札参加者を代表し、広島市との交渉窓口となる企業をいう。
運営企業	構成企業のうち、本件施設の運営業務を担当する企業をいう。
設計施工事業者	広島市と建設工事請負契約を締結する当事者をいう。 設計施工事業者を単体の企業とするか又は建設工事特定共同企業体とするかの選択は任意とする。ただし、本件工事を単体の企業が担当する場合は、代表企業が務めなければならない。
運営事業者	広島市と運営業務委託契約を締結する当事者をいう。 運営事業者を単体の企業とするか、運営業務特定共同企業体とするか又はＳＰＣとするかの選択は任意とする。ただし、本件業務を単体の企業で担当する場合は、代表企業が務めなければならない。
ＳＰＣ	構成員が株主となって設立する本件業務を行うための特別目的会社をいう。代表企業と運営企業を構成員とし、代表企業の出資比率はＳＰＣの議決権の過半数（51%以上）を占める出資額としなければならない。
落札候補者	本件事業の入札において、広島市が定める基準等に基づき落札者候補者として選定された者をいう。
落札者	本件事業の入札において、広島市が落札者として選定した者をいう。落札者の選定期間は、広島市と落札候補者との契約詳細の協議が整った後とする。
事業者	本件事業の落札候補者、落札者、工事受注者及び業務受注者の総称をいう。
基本協定	本件事業開始のために広島市及び落札候補者が行う基本的事項について、広島市と落札候補者の間で締結する協定をいう。
契約詳細の協議	広島市と落札候補者が基本協定を締結した後に、特定事業契約の締結のために実施する協議をいう。
特定事業契約	本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の３つの契約の総称をいう。
基本契約	事業者には本件事業を一括して発注するために、広島市と事業者で締結する契約をいう。
工事受注者	落札者のうち、広島市と建設工事請負契約を締結した者をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、広島市と工事受注者の間で締結する本件工事に 関する契約をいう。
業務受注者	落札者のうち、広島市と運営業務委託契約を締結した者をいう。

用語	定義
運營業務委託契約	基本契約に基づき、広島市と業務受注者の間で締結する本件業務に関する契約をいう。

第 1. 事業の目的・基本方針

1-1. 目的

本市では、ごみの収集・運搬における適切なエリア分担とコスト削減の観点から焼却工場の集約化を図るため、4 箇所の焼却工場のうち、安佐北工場を平成 30 年度末に稼働停止し、現在、中工場（600 t／日）、安佐南工場（400 t／日）、南工場（300 t／日）の 3 工場体制に移行している。

この 3 工場体制を持続的なものとするため、老朽化が進行している南工場を建て替えるものである。

1-2. 基本方針

次に掲げる 4 つの基本方針は、本件施設の施設計画、設計、建設及び運営の全般にわたる指針として位置付けるものである。

（1）環境にやさしい施設

- ・ 高度な排ガス処理技術等の導入など、ダイオキシン類をはじめとする有害物質の排出の低減を図る処理システムを構築する。
- ・ ごみ焼却に伴う余熱利用、高効率発電を通じて、また、高効率型の発電技術や省エネルギー技術、高度な焼却制御システムを導入すること等により、循環型社会の形成、脱炭素社会の構築に貢献できる施設とする。

（2）災害に強い安全安心な施設

- ・ 大規模な災害時にも稼働できる強靱性を有すること、自立分散型の電力や熱供給等を確保することなどにより、地域防災拠点としての機能を充実させた施設とする。
- ・ 安全性が確保され、危機管理も十分に考慮された施設とする。

（3）ライフサイクルコストに優れた施設

- ・ 社会情勢やライフスタイルの変化によって生じるごみ質及びごみ量の変動並びに本市の他のごみ焼却施設との連携に対して柔軟に対応し、ごみ処理を安定的に行うための機能を備えた施設とする。
- ・ 安全安心で優れた環境保全性能を有する高い機能性と経済性の両立に留意した施設整備と運営管理を行う。
- ・ 長寿命化技術を積極的に取り入れるとともに、維持管理や将来的な基幹的設備改修の容易性及び経済性を考慮した施設とする。

（4）魅力ある空間の創出

- ・ 周辺環境と調和した「水の都ひろしま」に相応しい外観・修景により、魅力ある空間を創出する。
- ・ 環境学習、健康増進等の地域貢献機能を通じて、地域住民に親しみやすい開放的な集いの場を形成する。

第2. 事業概要

「南工場建替及び運営事業」は、DBO方式を採用し、本件施設の建設工事及び運営業務を事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することで、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を図るものである。

2-1. 事業名称

南工場建替及び運営事業

2-2. 事業場所

南区東雲三丁目

2-3. 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結の日（現時点では令和4年12月中旬を想定）から、令和30年3月31日までとする。

2-3-1. 建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）

建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）は、令和10年9月30日までとする。

なお、令和10年4月1日から令和10年9月30日の間は、試運転期間として見込んでいる。

2-3-2. 運営業務委託契約に基づく業務委託期間

運営業務委託契約に基づく業務委託期間は令和30年3月31日までとする。

なお、契約締結日から令和10年9月30日までを事前準備期間と規定し、令和10年10月1日から令和30年3月31日までを「実運営期間」という。

2-4. 建設工事

2-4-1. 工事名称

南工場建替工事

2-4-2. 設計・施工範囲

事業者が行う本件工事の設計・施工範囲は以下のとおりとし、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得を行う。

(1) 土木建築工事関係（地質詳細調査、杭打工事、建築機械設備、建築電気設備を含む。）

以下のうち、①～⑦の別棟・合棟の区分は、事業者の技術提案書によるものとする。ただし、②⑥を工場棟と別棟とする場合は、渡り廊下や連絡通路等で物理的に接続すること。

- ① ごみ焼却施設 工場棟（他建屋と合棟も可とする）
- ② 管理棟（他建屋と合棟も可とする）
- ③ 南環境事業所（他建屋と合棟も可とする）
- ④ 多目的利用施設（他建屋と合棟も可とする）
- ⑤ 計量棟（他建屋と合棟も可とする）
- ⑥ EV棟（必要に応じて）

- ⑦ 渡り廊下（必要に応じて）
- ⑧ 洗車場（工場棟に取り込むものとしプラットホーム内に配置する）
- ⑨ ①～⑧以外の建屋（必要に応じて）
- ⑩ 煙突外筒（工場棟との一体型を想定）
- ⑪ 構造物及び機械基礎
- ⑫ 敷地内外構工事
 - ア．敷地進入退出道路・場内道路
 - イ．場内雨水排水設備
 - ウ．構内照明設備
 - エ．駐車場
 - オ．門・囲障工事
 - カ．植栽・芝張工事
 - キ．看板塔工事
 - ク．案内板工事
 - ケ．各旗掲揚ポール
 - コ．ユーティリティ関係
 - サ．その他

(2) プラント機械設備工事関係（ごみ焼却施設：エネルギー回収型廃棄物処理施設）

- ① 受入れ供給設備
- ② 燃焼設備
- ③ 燃焼ガス冷却設備
- ④ 排ガス処理設備
- ⑤ 余熱利用設備
- ⑥ 通風設備
- ⑦ 灰出し設備
- ⑧ 給水設備
- ⑨ 排水処理設備
- ⑩ 用役設備
- ⑪ 電気設備
- ⑫ 計装制御設備
- ⑬ 共通設備
- ⑭ 研修設備

(3) 解体撤去工事関係

以下に示す既存施設を解体対象物とした解体撤去工事を行う。

- ① 南工場（工場棟・管理棟、付属建物）
- ② 南環境事業所（付属建物含む）
- ③ 敷地内外構設備

(4) 土壌汚染対策工事関係

上記(1)～(3)の工事に伴う土壌汚染対策工事を実施する。

2-5. 運営業務

2-5-1. 業務名称

南工場運営業務

2-5-2. 運営業務内容

事業者が行う業務内容は、「2-6-2.」を除く、本件施設の運営に必要な全ての業務とする。

なお、事業者は、「2-6-2」に掲げる広島市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

- (1) 受付管理業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 情報管理業務
- (6) 防災管理業務
- (7) その他関連業務（見学者受付及び対応、多目的利用施設受付及び対応、清掃、敷地内緑地維持管理、休日夜間の住民対応等）

2-6. 広島市が行う業務の範囲

2-6-1. 建設工事に係るもの

- (1) 周辺地域住民から合意を取得する。
- (2) 設計及び施工に関する監理業務を実施する。
- (3) 電力工事負担金、敷地の取合い点までの都市ガス導管、上水引込に係る負担金については、広島市が負担する。

2-6-2. 運営業務に係るもの

- (1) 運営モニタリング業務（本件業務に関するもの）
- (2) 搬出入計画の作成及び改定
- (3) 処理対象物の搬入業務
- (4) 搬入車両への指導業務（搬入日及び搬入時間帯に本市の清掃指導員が違反車両等へ行う指導業務、及び業務受注者協力の下、広島市が実施する展開検査等で違反ごみ搬入車が把握された際に実施する指導業務）
- (5) ごみ処理に伴う焼却残渣等の処分業務（ごみ処理に伴い発生する焼却灰、固化飛灰、処理不適物等の運搬と処理処分）
- (6) 行政視察対応業務
- (7) 住民対応業務
- (8) 余剰電力の売却等業務
- (9) 鉄くずの資源化業務
- (10) その他これらを実施する上で必要な業務

2-7. 事業者が行う業務の範囲

事業者が行う本件業務の内容は、前記「2-6. 広島市が行う業務範囲」に示す広島市が行う業務を

除く、本件事業の建設工事及び運營業務に必要なすべての業務とする。

なお、「2-6」に掲げる広島市の業務範囲についても、広島市の求めに応じ必要となる支援と協力を行うこと。

2-8. 発注方式等

本件事業の一般競争入札は、「総合評価落札方式（高度技術提案型）」により実施する。

第3. 契約手続き及び本件事業の対価

3-1. 契約の形態

広島市と事業者の間で締結する契約等は以下の内容とする。

3-1-1. 基本協定の締結

落札候補者が決定した後、広島市と落札候補者との間で基本協定を締結する。

基本協定書には、本件事業に関する特定事業契約に向けた、広島市と事業者の立場と義務を確認するとともに、特定事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

また、事業者の提案内容がSPCの設立を前提とする場合は、この基本協定に基づき速やかにSPCを設立しなければならない。

3-1-2. 特定事業契約の締結

広島市と落札候補者は、基本協定の締結の後、建設工事と運營業務を包括的に契約するための特定事業契約の締結に向けた協議を開始する。

なお、広島市は、契約詳細の協議が整ったと判断したとき、速やかに落札候補者を落札者として決定するものとし、特定事業契約の締結日は、広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第26条に基づき広島市が落札者を決定した日から5日を経過する日（その日が、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）までとする。

3-1-2-1. 基本契約

基本契約は、事業者へ本件事業を一括して発注・契約するために、広島市と落札者の間で締結する本件事業に関する契約である。この基本契約は、建設工事請負契約の本契約成立（広島市議会での議決）を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

3-1-2-2. 建設工事請負契約

建設工事請負契約は、基本契約に基づき広島市と事業者の間で締結する本件工事に関する契約である。建設工事請負契約に係る仮契約は、基本契約の締結時期と同じくして締結を予定する。

広島市議会の議決を経た後、本契約を締結するものとする。

3-1-2-3. 運營業務委託契約

運營業務委託契約は、基本契約に基づき広島市と事業者の間で締結する本件業務に関する契

約である。運營業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約成立（広島市議会での議決）を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

3-2. 本件事業の対価

本件事業の対価は、事業者が実施する本件工事に係る対価、本件業務に係る対価から構成されるものとする。

なお、事業者による業務等の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い、本件工事については違約金の支払い、本件業務については委託料の減額等を行う場合がある。

3-2-1. 本件工事に係る対価

広島市は、本件工事に係る対価について、特定事業契約において定める額を、出来高に応じて事業者へ支払う。

本件工事は、広島市が定めた循環型社会形成推進地域計画のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設として、環境省が所管する循環型社会形成推進交付金の交付を受けた施設整備事業として実施するため、特定事業契約に定める所定の期日までに当該交付金の対象となる整備事業に係る所定の出来高を達成すること。また、特定事業契約に定める各年度の出来高については、広島市が予定する各年度の債務負担額を基本として事業者との協議により定めるものとするが、環境省からの内示状況によっては、年度途中において次年度以降への一部繰り延べ、又は次年度以降分の繰り上げの必要性が生じる場合があるので、事業者は広島市からの求めに応じて、誠実に対応すること。

本件工事の実施による本件施設の広島市への引渡しは、本件工事の全部が完成し、所定の図書類が納入され、引渡性能試験において性能保証事項（施設引渡要件を満足する事項のみ）が達成され、所定の竣工検査に合格したことが広島市によって確認されたことをもって引渡しとする。

なお、事業者があらかじめ広島市へ提案した性能・機能、施工内容等が達成されなかった場合、又は施設の引渡以降に実施を予定する性能確認試験の結果が性能保証事項の一部を達成しないことが明らかとなった場合において、特定事業契約に定める違約金の支払い義務が事業者に生じることがある。

3-2-2. 本件業務に係る対価

広島市は、本件業務に係る対価について、特定事業契約において定める額を、業務委託期間にわたって、処理実績等に基づき事業者へ委託料として支払う。

なお、事業者による本件業務の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い、委託料の減額を行うことがある。

本件業務における委託料の構成は、以下の内容とする。

- (1) 本件業務の委託料については、固定費と変動費の金額を合計した金額とする。
- (2) 固定費とは本件施設における搬入された処理対象物量の増減及び性状にかかわらず変動しない費用のことである。
- (3) 変動費とは本件施設における搬入された処理対象物量の増減及び性状に応じて変動する費用のことである。
- (4) 固定費及び変動費には表1の費用が含まれる。

- (5) 変動費のうち、変動費の単価については、処理対象物の搬入量及び性状に応じた計算式又は早見表等に基づくものとし、技術提案書に定めるものとする。
- (6) 東雲屋内プールへは高温水（余熱利用）を本件施設から供給する。このうち、高温水供給に係る費用については、本件業務の委託料に含まれるものとする。
- (7) 業務委託期間中に生じた物価変動については、適切な方法で委託料の変更を行うものとし、変更方法については特定事業契約において定める。
- (8) 本件業務の委託料は、原則として平準化する。委託料の平準化に関する標準案は、各年度の委託料を平準化するものとする。ただし、令和10年度については、他の年度の委託料の50%相当額となるよう計画すること。
- (9) 委託料の支払いは、令和10年10月分（令和10年10月1日～10月末日）を初回として、以後、令和30年3月分（令和30年3月1日～3月末日）までの計234回支払うものとする。
- (10) 広島市が別途行う契約により生じる売電収入、その他有価物の売却に伴う収入は、広島市に帰属する。
- (11) 各年度の計画ごみ搬入量は表2を参照すること。なお、令和11・12年度においては、広島市安佐南工場で基幹改良工事を予定しており、この間、一時的に本件施設へのごみ搬入量が増加する。
- (12) 本件業務による業務受注者の利益は変動費に見込まないこと（変動費の増減の伴う業務受注者の利益の増減は想定していない）。

表1 本件業務における委託料の構成

種類	概要	項目
固定費	点検・検査費、補修工事費、 用役費を除く人件費などの 施設運営に係る諸費用	・人件費 ・保険料 ・精密機能検査費 ・測定費 等
	基本料金	・電気基本料金 ・アンシラリーサービス料金 ・水道基本料金 ・下水道基本料金 ・都市ガス基本料金 等
	点検・検査費 補修工事費 予備品・消耗品費 等	・点検・検査、補修工事、更新に要する費用 ・処理対象物量、ごみ質の大小にかかわらず一定量を消費する薬品及び油脂類 ・予備品・消耗品費 等
変動費	用役費 (基本料金を除いたもの)	・電気料金（従量料金） ・薬品費 ・水道料金（従量料金） ・下水道料金（従量料金） ・都市ガス料金（従量料金）

表2 各年度のごみ搬入量

令和10年度 40,350 t	令和11年度 80,700 t	令和12年度 80,700 t	令和13年度 80,700 t	令和14年度 80,700 t	令和15年度 80,700 t
令和16年度 80,700 t	令和17年度 80,700 t	令和18年度 80,700 t	令和19年度 80,700 t	令和20年度 80,700 t	令和21年度 80,700 t
令和22年度 80,700 t	令和23年度 80,700 t	令和24年度 80,700 t	令和25年度 80,700 t	令和26年度 80,700 t	令和27年度 80,700 t
令和28年度 80,700 t	令和29年度 80,700 t				

第4. 事業日程

本件事業に関し、落札候補者決定以降の事業日程は表3のとおりとする。

表3 本件事業の事業日程

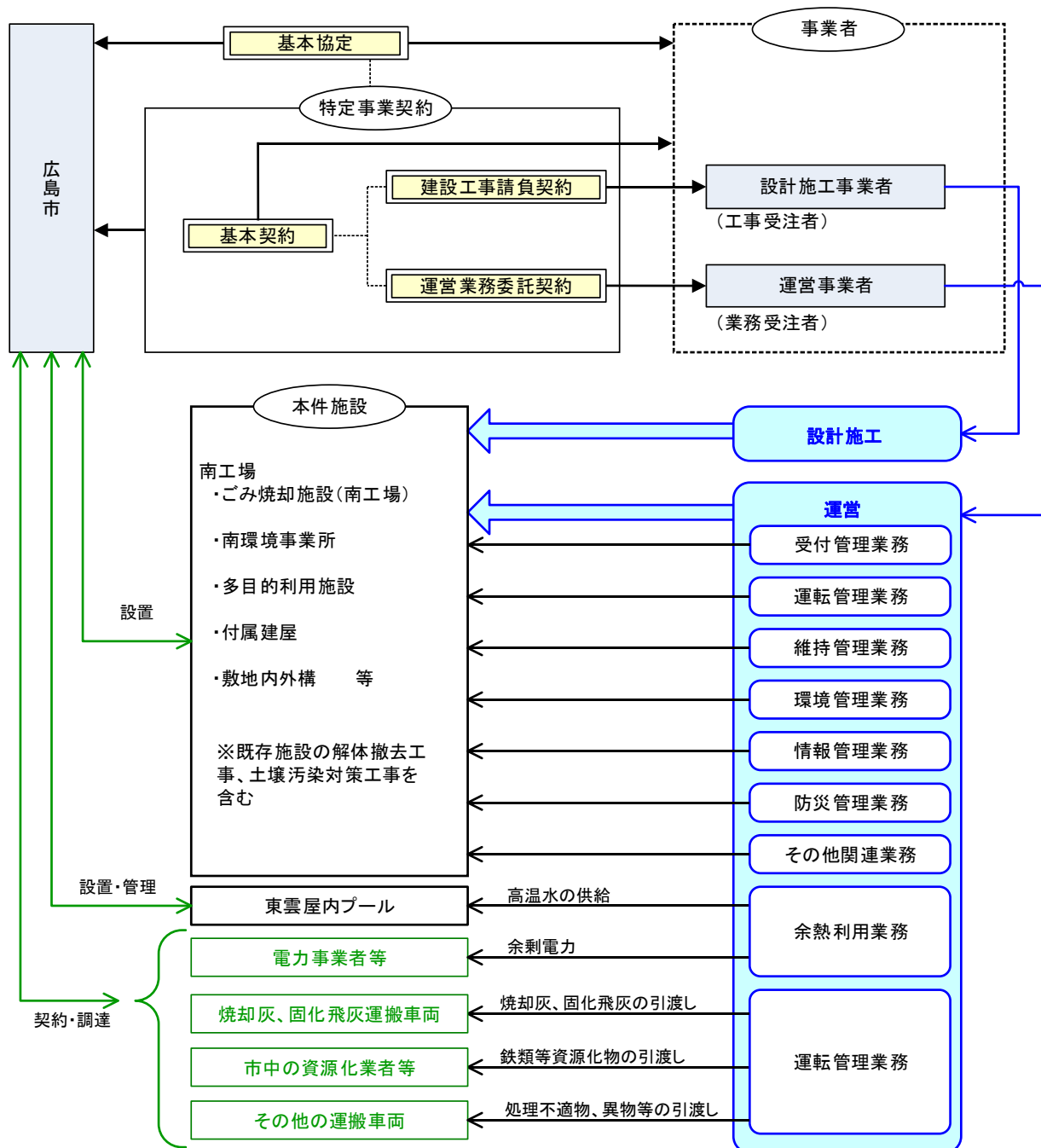
項目	日程
落札候補者の決定	令和4年9月（予定）
基本協定の締結	令和4年9月（予定）
落札者の決定	令和4年10月（予定）
基本契約の締結（停止条件付）	令和4年10月（予定）
建設工事請負契約の仮契約の締結	令和4年10月（予定）
運營業務委託契約の締結（停止条件付）	令和4年10月（予定）
建設工事請負契約に係る本契約の締結	令和4年12月定例会議決後（予定）
本件施設の引渡し	令和10年9月30日
本件施設の供用開始 実運営期間の開始	令和10年10月1日
業務委託期間の終了	令和30年3月31日

注）SPC設立の有無により基本契約等の締結日が前後するが、いずれの場合においても、建設工事請負契約に係る本契約は、令和4年12月の広島市議会定例会での議決後に締結する予定としている。

第5. 本件事業の事業スキーム

本件事業において計画する事業スキームを図1に示す。

図1 本件事業の基本スキーム図



第6. 本件事業に係るリスク分担

本件事業に係る広島市と事業者のリスク分担について、下記に示す。

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○:主分担 △:従分担	
			本市	事業者
共通	入札書類リスク	入札書類の誤記、提示漏れにより、本市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	事業者の事由により契約が結べない等		○
	計画変更リスク	本市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	建設用敷地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの	△	○
	法令等の 変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
		環境影響評価における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等		○
	入札参加リスク	入札参加に要する費用に関するもの		○
	事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故、火災等に関するもの (事業者に帰責する事由によるもの)		○
		設計、建設、運営において発生する事故、火災等に関するもの (本市に帰責する事由によるもの)	○	
	資金調達リスク	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		交付金の見込み違いによるもの	○	
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない、又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されない、又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等	○	
	金利変動リスク	金利の変動に伴う事業者の経費増減によるもの		○
	事業の中止・遅延に 関するリスク (債務不履行リスク)	本市の指示、本市の財政破綻等に伴うもの	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等		○
		上記以外の本市に帰責する事由により発生する事故等に対する賠償等	○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力により事業の実施が不可能となる等	○	
		天災、暴動等の不可抗力による修復のための事業遅延等	○	△
設計 段階	設計変更リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査 リスク	本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が追加で実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの 上記以外の要因によるもの	○	○

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○:主分担 △:従分担	
			本市	事業者
建設段階	建設用敷地リスク	募集要項や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大	○	
	工事費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準への不適合(施工不良を含む)		○
	周辺施設等への影響リスク	事業者の事由により、周辺施設等に影響を与えたことにより生じた損害(建設工事事業損失補填の規定によるものを除く)		○
運営段階	処理対象物の質及び量の変動リスク	試運転・引渡性能試験の結果が、特定事業契約で規定する性能要件を未達したことに起因するもの		○
		試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給に関すること	○	
	性能未達リスク	受け入れた処理対象物の量・質が契約書で規定した範囲を超えた場合の費用変動に関するもの(一定範囲以上の変動)	○	
		受け入れた処理対象物の量・質が契約書で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの(一定範囲以内の変動)		○
		災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	△
	施設契約不適合リスク	施設が契約書に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費		○
		本市の事由により契約書に規定する以上の機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費	○	
	技術革新	新技術採用のための費用増大(本市が求める場合)	○	
	物価変動リスク	新技術採用のための費用増大(事業者が提案する場合)		○
	発電収入変動リスク	施設の供用開始後のインフレ、デフレ(一定の範囲内の場合)		○
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ(一定の範囲を超えた場合)	○	
	発電収入変動リスク	電力会社との契約内容による発電収入の変動	○	
		発電量の変動に関する費用変動 (計画からの発電量変動の帰責事由が事業者にある場合)		○
		発電量の変動に関する費用変動 (計画からの発電量変動の帰責事由が事業者にない場合)	○	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○:主分担 △:従分担	
			本市	事業者
運 営 段 階	熱供給リスク	東雲屋内プールへの熱供給停止(規定する供給量未達含む)に伴う本市の減収及び費用増大(供給停止の帰責事由が事業者にある場合)		○
		東雲屋内プールへの熱供給停止(規定する供給量未達含む)に伴う本市の減収及び費用増大(供給停止の帰責事由が事業者にない場合)	○	
		供給用配管の破損・更新等に係るもの (帰責事由が事業者にある場合)		○
		供給用配管の破損・更新等に係るもの (帰責事由が事業者にない場合)	○	
	利用者リスク	施設利用者の事故に対するもの(南環境事業所等の本市が業務を行う箇所で発生した事故)	○	
		施設利用者の事故に対するもの(上記以外の箇所で発生した事故)		○
	施設破損リスク	事故・火災等の修復等に係るもの (事業者に帰責する事由によるもの)		○
		事故・火災等の修復等に係るもの (本市に帰責する事由によるもの)	○	
		施設・設備の老朽化、劣化によるもの		○
		第三者による施設・設備の破損に伴うもの (本市に帰責する事由によるもの)	○	
		第三者による施設・設備の破損に伴うもの (事業者に帰責する事由によるもの)		○
事 業 終 了 時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	事業終了時の諸手続きに係るリスク	事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由による費用増大		○
		事業終了時の諸手続きに係る本市の事由による費用増大	○	

以 上